

フリマサイトでのトラブルは 消費生活相談窓口による手助けが困難！



(事例1)

フリマアプリでカメラを購入し 10 万円支払った。出品者から「商品受け取り前に出品者の評価をしてほしい」と言われ、断ったところ「先に評価しないなら発送しない」と言われた。仕方なく評価をしたが、商品が届かない。



(事例2)

フリマサイトで黒のシャツを出品し、購入者にシャツを送付したところ「写真を見てシルバーだと思った。返品したい」と言われた。返品の手順を確認せず、商品返送前に返品の処理をしたところ、商品が返ってこないうえ代金も入金されない。



【アドバイス】

1、禁止行為は絶対にしない！！

(利用規約に書かれているのでよく読んで守りましょう)

2、商品受け取り前に出品者を評価することは

利用規約での禁止行為！

(代金をいったん運営事業者が預かって、商品受け取り後にお金を出品者に支払うシステムです)



3、出品する時は商品の特徴がはっきりわかる写真と

説明をしっかり記入！

(商品の発送は追跡できる方法で行い、返品処理の手順はしっかり確認しましょう)

4、出品者と購入者が個人の時は、消費生活相談窓口(センター)は

手助けが困難！！

(行政は消費者と事業者のトラブルのお手伝いをするところになるので、個人間取引の場合は本人同士が解決するのが原則になります)



1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター(相談窓口)もしくは消費者ホットライン188へ電話！！